

伊勢原市内における空間放射線量の定期測定実施要領

伊勢原市内における空間放射線量を定期的に監視し、必要な措置を講じるために次のとおり測定方法及び除染の目安値を定める。

1 測定実施日

年間に4回（2・5・8・11月）実施。

2 測定地点

市庁舎屋上及び市内の小学校10校の校庭中央付近1箇所、側溝、雨どい下、草地等放射性物質の貯留しやすい場所において測定。

3 測定に使用する機器

次の機器のどちらか、または併用して測定する。

- (1) Mr.Gamma A2700 型（クリアパルス㈱製）
- (2) TCS-172B（日立アロカメディカル㈱製）

4 測定方法

(1) Mr.Gamma A2700 型を使用して測定する場合

地表面から50cmの高さで、周囲に遮蔽物がないことを確認して測定する。

測定は、測定器の電源を入れて2分間安定させた後に開始する。測定開始から1分ごとの値を測定して3分間測定した平均を測定値とする。

(2) TCS-172B を使用して測定する場合

地表面から50cmの高さで、周囲に遮蔽物がないことを確認して測定する。

測定は、測定器の電源を入れて時定数を10に設定する。測定開始から30秒ごとの値を測定して1分30秒間測定した平均を測定値とする。

5 測定者

経済環境部環境対策課職員、教育委員会教育部学校教育課職員

6 測定結果の公表方法

測定終了後、市HPで公表する。

7 除染の目安値及び目安値を超えた場合の対応方法

(1) 除染の目安値：0.23 μ Sv（マイクロシーベルト）／時

⇒国が追加被ばく線量として目標としている年間1 mSvを、屋外に8時間、屋内（遮へい効果0.4の木造家屋）に16時間滞在するパターンで計算した時間当たりの被ばく線量0.19 μ Sv + 自然界（大地）からの放射線量0.04 μ Sv

(2) 対応方法

① 市の公共施設

前号に定める目安値を超える値が測定された場合は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年12月14日公布）」及び「除染等の措置に係るガイドライン（環境省：平成25年5月第2版）」に準拠した次の対策を講じる。

なお、目安値を超えた場所や仮置き場については、放射線量の低減対策を講じた後、市職員等による放射線量測定を実施するとともに、継続的なモニタリングを行うこととする。

○除染の実施方法

- ・ 目安値以下となるまで、土壌等の除去や攪拌、高圧水等による洗浄を行う。
- ・ 上記の除染を実施してもなお、目安値以下とならない場合は、原因物の特定などの詳細調査を行い、対策を検討する。

○除去物の保管方法

- ・ 除去された土壌等は飛散・流出しないようビニール袋等に入れ、雨水の流入防止や地下水等の汚染防止の措置を講じた場所に仮置きする。
- ・ 仮置き場の放射線量が目安値以下となるよう、覆土等の放射線防護措置を講ずる。
- ・ 保管場所であることが区別できるよう表示を行う。
- ・ 保管方法について、国から新たな方針が示された場合には、その方針に準拠し、適切に処理する。

② 民間施設

民間施設において、個人所有の線量計などにより高い線量が測定された場合は、市が再測定を行うこととする。この市の再測定で、目安値を超える線量が測定された場合は、市は当該民間施設の所有者等に除染等の対策実施を促すこととする。

除染は、基本的に公共施設に準じた方法を用い、当該施設の所有者等が行うこととする。この場合、市は実施方法などを示したマニュアルを当該施設の所有者等に提示し、技術的アドバイスを行うこととする。

附 則

この実施要領は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成25年5月20日から施行する。